

## 浦安市プレミアム付商品券事業取扱店舗募集要領

### 1 趣旨

この要領は、浦安市プレミアム付商品券事業における商品券の取扱店となる事業者の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 募集期間

令和元年7月1日から令和2年2月29日まで

### 3 募集方法

商品券の取扱店として登録を希望する事業者は、この募集要項に同意のうえ、別途「浦安市プレミアム付商品券取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、浦安市商店会連合会が作成したホームページから応募する。また、市内に複数の店舗がある事業者でも店舗ごとに応募する。

### 4 取扱店の登録

応募のあった事業者は、浦安市及び浦安市商店会連合会の審査を経て取扱店として登録する。登録に係る手数料は無料とする。

### 5 取扱店の周知

取扱店については、浦安市商店会連合会ホームページの「取扱店一覧」に掲載する。ただし、令和元年8月9日までに登録された取扱店については、商品券販売時に配付する取扱店一覧に掲載する。また、取扱店には、店頭に掲載可能な取扱店告知用ポスターを配付する。

### 6 参加資格

浦安市内に事業所及び店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用できるものとする。ただし、以下に掲げる事業者を除くものとする。

- (1) 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をあおる恐れのある営業及び飲食の提供を主目的にしない店舗等の営業を行っているもの
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3) 8「商品券の用途の制限」に規定されている目的に関するもののみを取り扱う店舗等
- (4) 浦安市の入札参加停止及び入札参加除外の措置を受けているもの
- (5) 地方自治法施行令、刑法等により公訴を提起されているもの
- (6) 役員等が暴力団員等に関する法律に規定する暴力団であるとき
- (7) 暴力団または暴力団員（以下「暴力団等」と言う。）が経営に実質的に関与しているとき
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用しているとき

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 7 取扱店の厳守事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参した場合は、各額面分の商品の販売やサービスの提供を行う。
- (2) 利用者から受け取った商品券の裏面に店印を押印し、商品券のうち、切り離し部分を切り離す。
- (3) 裏面に既に押印がある商品券、商品券の切り離し部分が切り離されている商品券は、受け取りを拒否する。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに事務局に報告する。
- (5) 汚損・破損した商品券は、汚損・破損部分以外の健全な部分が券面の3分の2以上を有していないものは、受け取りを拒否する。
- (6) 商品券の表面に「見本」又は「サンプル」の表示がある商品券は、受け取りを拒否する。
- (7) 商品券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止する。
- (8) 取扱店を経営する事業者の役員等や従業員が商品券を購入したときの直接換金は禁止する。
- (9) 浦安市が実施する調査等に協力する。
- (10) 浦安市及び浦安市商店会連合会が定めた規則や指示を遵守する。
- (11) 受け取った商品券の管理は取扱店の責任をもって行う。
- (12) 換金にあたっての商品券の枚数の確定は浦安市商店会連合会が指定した換金場所にて点検した枚数の合計とする。
- (13) その他、後日開催する「浦安市プレミアム付商品券事業 取扱店向け説明会」で説明する厳守事項についても遵守すること。

## 8 商品券の使途の制限

商品券は、以下の目的に利用できないものとする。

- (1) 国や地方公共団体等に対する支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金、振込代金、振込手数料等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、回数券（バスの回数券などを含む）、乗車券、航空券、各種入場券、ごみ処理権、切手、郵政はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する市風俗関連特殊営業において提供される役務に関する支払い
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものの購入・利用に関する支払い
- (8) 不動産や金融商品の購入

## 9 取扱店の取消及び賠償

この募集要領に定めている事項に違反した場合は、取扱店の登録を取り消す。なお、違反により浦安市及び浦安市商店会連合会に損害が生じた場合には、損害金を請求する。

## 附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。